

業務委託仕様書

- 仕様書番号 6各まち第5号
- 1 業務名 婚活支援事業業務委託
- 2 履行期間 契約日 ～ 令和6年9月23日
- 3 履行場所 各務原市那加桜町2丁目186番地 産業文化センターほか1ヶ所
・各務原市那加桜町2丁目186番地 産業文化センター
・各務原市下切町5丁目1番地 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
- 4 委託業務内容 1.婚活セミナー
2.婚活イベント
詳細は、別紙「婚活支援事業業務委託 特記仕様書」に記載のとおりとする。

(単位：円)

5 業務委託料

件名	単価	単位	合計	備考
1.婚活セミナー 講師料		一式		
婚活パーソナリティ診断		一式		
2.婚活イベント 交流イベント		一式		
当日運営・諸経費一式		一式		
合計				
消費税10%				
税込合計				

- 6 契約代金の支払時期及び方法 契約代金の支払方法は業務終了後の一括払いとし、完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 7 その他
- ・別紙「個人情報取扱特記事項」に従い、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。
 - ・特記仕様書に記載の業務以外で、作業が必要な場合は対応すること。対応に経費が生じる場合は、まちづくり推進課に別途協議を行うこと。
 - ・その他仕様書等に疑義が生じた場合は、まちづくり推進課と協議しその指示に従うこと。また、本仕様書に記載されていない事項については、まちづくり推進課と協議の上決定すること。

婚活支援事業業務委託 特記仕様書

1. 業務名

婚活支援事業業務委託

2. 業務概要

本業務は、結婚を希望する独身者を対象とした更なる婚活支援・出会いの機会を創出するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 婚活セミナー

日 時：令和6年9月7日（土）

女性 13：30-14：30（受付13：00） 男性16：00-17：00（受付15：30）

場 所：産業文化センター 2-3会議室

対 象：市内在住又は市の観光などに興味・関心のある概ね20歳代後半から40歳代前半の男女※定員男女各80名（後日開催の婚活イベントと同時に申込とするが申込多数の場合、抽選（受注者にて実施）とする）

参加費：無料

備 考：受講者は事前に「婚活パーソナリティ診断（※）」を実施し、セミナーでは診断結果からアドバイスを行うものとする。

※設問に回答し、個性や恋愛傾向、相性のいいタイプなどを客観的に判断できる診断ツール

(2) 婚活イベント

日 時：令和6年9月23日（祝・月）

午前の回 10：00-12：00（約2時間）受付9：30

午後の回 13：30-15：30（約2時間）受付13：00

場 所：岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 オリエンテーションルーム

対 象：市内在住又は市への観光などに興味・関心のある人80名（セミナーと同時に申込とするが、申込多数の場合抽選（受注者にて実施）とする

◆午前の回 概ね20歳代後半～30歳代前半の男性20名×女性20名

◆午後の回 概ね30歳代後半～40歳代前半の男性20名×女性20名

参加費：無料

備 考：参加者に対し、各務原市結婚相談所相談員による結婚相談所への登録案内を行う。

イベント終了後、参加者は各々博物館内の見学ができるものとする。

3. 履行場所

(1) 婚活セミナー

各務原市産業文化センター（各務原市那加桜町2丁目186番地）

(2) 婚活イベント

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（各務原市下切町5丁目1番地）

4. 提出物

実施計画書（全体スケジュール等）

5. 業務分担

別紙「業務分担表」のとおり

6. その他

詳細については、まちづくり推進課と協議し決定すること。

また、作業の際に生じた各務原市設備の破損については、受注者の負担とし、担当課の指示に従い修復を行うこと。

婚活支援事業業務委託 業務分担表

1. 業務名

婚活支援事業業務委託

2. 業務分担

業務	分担		内容
	市	受注者	
1 会場予約・会場費用	○	-	市：産業文化センター2-3会議室、航空宇宙博物館会議室の予約、会場費用及び入館料（参加者・スタッフ関係者含む）の負担
2 事業告知	○	○	市：市広報紙、市ウェブサイト等への掲載 市内企業への訪問周知
3 申込受付	○	-	市：申込フォーム作成、受付
4 参加者抽選	-	○	受注者：受付情報から抽選を実施し、参加者を市へ報告する
5 抽選結果通知・参加者へのイベント等連絡	○	-	抽選結果および婚活パーソナリティー診断・婚活セミナー・婚活イベントの案内をメールにて参加者へ連絡する。
6 問い合わせ対応	○	○	市：事業の基本的な内容に関する問い合わせの対応 受注者：診断やイベントの詳細、参加者の抽選など、市で回答できない内容に関する問い合わせの対応
7 会場設営	○	○	市立ち合いのもと、会場設営を行う
8 イベント保険加入	○	-	市：婚活イベントのための保険加入、保険費用負担
9 イベント当日運営	○（補助）	○（主担当）	受注者：婚活セミナー・婚活イベントの運営を行う 市：受付などの補助業務を行う

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者(以下「乙」という。)は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者(以下「甲」という。)の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(使用者への周知)

第4条 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第5条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還、廃棄又は消去)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還又は廃棄若しくは消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項により個人情報を廃棄又は消去する場合は、当該個人情報が半読又は復元できないように確実な方法で廃棄又は消去し、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

3 乙は、廃棄又は消去に際し、甲が立会を求めたときは、これに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第10条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(監査等)

第11条 甲は、この契約内容の遵守状況について、乙(再委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。)から報告を受けるとともに、必要があると認めるときは、乙に対して監査等を行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

特記仕様書

1 妨害又は不当要求に対する通報義務等

受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。